

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

平成31年（ワ）第3465号 国家賠償請求事件

原告 大江千束 ほか9名

被告 国

原告ら第12準備書面

（原告かつの個別事情）

2020年（令和2年）9月2日

東京地方裁判所民事第16部乙合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真希子

ほか26名

第1 本書面で述べる原告かつの個別事情の位置づけ

本書面は、原告かつの個別事情が、本訴訟において、損害論上も憲法論上も重要な意味を持つ事実であるという観点から、本準備書面とともに提出する原告かつの陳述書（甲第E3）に基づき、原告かつの個別事情を詳細に論ずるものである。

原告かつの個別事情は、国会賠償法第1条に規定される「損害」の発生、すなわち精神的苦痛の発生を基礎づける重要な事実であるというにとどまらず、同性との婚姻を認めない民法及び戸籍法の規定が憲法24条及び14条1項違反であ

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

るとの原告ら主張を基礎付ける具体的事情、すなわち、①婚姻を希望する異性カップルと同性カップルの実態にその本質において差があるとはいえないこと、②民法及び戸籍法の規定が婚姻を異性カップルに限っているため、婚姻を希望する同性カップルは家族を形成・維持するうえで重大な権利・利益の侵害を受け、個人の尊厳が脅かされていること（原告ら第1準備書面第2の2（1）4頁参照）を基礎づける事情として極めて重要な意味を有しているものである。

なお本準備書面における主張は、原告ただしの意見陳述、同原告の陳述書（甲第E2号証）及び同原告の個別事情に関する原告ら第4準備書面と相互補完の関係にあるものであり、上記と併せ読まれることにより、原告ただし・かつカップルの個別事情について、より立体的に理解して頂くことを企図している。

第2 法律上同性カップルの婚姻が認められないことにより原告かつの尊厳が侵害され続けていること（上記②の事情）

1 原告かつの生い立ち

原告かつは、1984年生まれで今年36歳になる。両親のほか、9歳年上の兄と、7歳年上の姉という家族構成である。人口2000人ほどの九州の町で生まれ育ち、専門学校及び大学時代の数年間を中国地方で暮らした以外は、自身が30代前半になった2016年に原告ただしと東京で暮らし始めるまで、九州の地元で生活していた。

2 恋愛に関心が薄かった10代のころに抱いた罪悪感

(1) 原告かつは、少年時代から学生時代まで、恋愛や性的な興味関心が高くはなく、どちらかと言えばそういった興味関心は薄いタイプだった。そうでありながらも、他者へ特別な好意を持つことは何度かあり、相手は決まって同性だった。

原告かつが同性に惹かれる自分に初めて気づいたのは小学校1年生のころだ

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

った。当時、同じ小学校に通う6年生の男子のことを「かっこいい」と思ったことを原告かつは覚えている。また、小学校4年生のころに始めた少年野球ではチームの男性コーチに憧れていたことがあり、他にも、兄の男友達の中にも「かっこいいな」と思う男子がいた。他方、バレンタインデーに女子からチョコレートをもらうこともあったが、その時は単にお菓子をもらえて嬉しかったに過ぎず、女子から好意を寄せられていることへの嬉しさを感じることはなかった。

中学校では卓球部に入部し、男子の友人たちは女子についてや性的な話題をすることが多くなったが、原告かつはそうした話題に興味を持てなかった。原告かつが「かっこいいな」と惹かれたのは美術の男性教師だったが、恋愛感情や性的関心までは持たないままだった。

高校に入ってから男子の友人間で盛り上がる女子についての話題には興味を持ってないでおり、次第に友人たちからもそのような話題をされなくなっていた。このころ、ちょっとした興味から自宅の衛星放送でこっそりアダルトビデオを見たことがある。その時、原告かつは女優ではなく俳優に対して性的興奮を感じたのだが、そのことに気づくとこのことを他人に知られてはいけないという罪悪感を覚えたのだった。

(2) 原告かつは、恋愛や性的行為への興味関心が薄いタイプだったこともあって、異性に関心がなく魅力を感じる相手は決まって同性であることに、小・中・高校時代は深く悩まなかった。しかし、あまり悩まなかったという10代であっても、魅力を感じる同性の対象について友人に打ち明けて話をするのではなく、また、アダルトビデオの俳優に性的興奮を感じたことに罪悪感を覚えたというように、同性に特別な好意や魅力を感じる自分を受け入れ肯定して外部にありのままを表明することはなかった。むしろ、原告かつは、意識的にであれ無意識的にであれ、そういった自分に蓋をして生きていたものである。原告かつの同世代の友人が、異性への興味関心を隠すことなく自然に話題にして互いに

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

共有しあっていた様子とは対照的であろう。

- (3) このことは、日本の同性愛者等を取り巻く社会からの非承認や否定の空気感を顕著に示している。たとえ、同性愛者等に対する直接的で明白な差別的言動や同性愛者等を否定しようとする教育や施策がなくとも、同性に魅力を感じたり好意を持つことはいけないことであり他人に知られてはならないことであるという、否定的で非承認の空気感は日本社会の隅々にまで行き渡っており（甲 A 2 3 8 原ミナ汰陳述書 1 8 頁～末尾）、それがゆえに、空気の如く目に見えない差別意識に晒されている同性愛者等は、社会に拒絶されないよう自らの性的指向に蓋をするのである。この空気の如く充満した差別意識の源泉は、法律上同性どうしの婚姻を認めないことにより被告が日本社会に向かって押し続けている同性愛者等に対する烙印（スティグマ）に他ならない。同性愛者等は婚姻を許されない人であると国が異性愛者と区別した取り扱いをしているからである。原告かつもまた、被告が押し続けているスティグマによって、他者に惹かれたり性的関心を持つという人本来の自然な欲求について、異性愛者であれば感じることもない罪悪感を持たされ、同性に心惹かれるというありのままの自分を表現することを許されない少年時代を送ったのである。

3 「ホモ」と思われたくないと感じた出来事

- (1) 原告かつは、専門学校1年生の18歳のとき、初めて交際関係を持った。交際相手は異性であり、相手から告白してくれたので付き合ってみたという感覚だった。しかし、すぐに気持ちが冷め、性的関係を持つこともなく3ヶ月で別れてしまった。

異性と性的関係を持たずに短期間で別れたという話が友人間に広まり、原告かつが同性愛者なのではないか、という噂が広まることになった。その噂を知って、原告かつは「まずいかな」と思った。その理由は、自分が「ホモ」だと思われたくないというものだった。当時、男性同性愛者は「ホモ」と呼ばれ、

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

その言葉は侮蔑的な意味合いを持って使われていた。原告かつにとって「ホモ」は、「男らしくない」、「女っぽくて気持ち悪い」男性を意味し、人々から嘲笑され、拒絶される対象だった。原告かつには、中学生の時に、男らしくない、女っぽいとからかわれて傷ついた経験があった。理科の実験で、ガスバーナーの栓が硬くてなかなか開けることができなかつた際、教師から「男なんだから頑張れ」というようなことを言われ、クラスの女子からは「女々しい」というようなニュアンスの言葉を放たれたことが心の傷として残っている。この時の経験と相まって、「ホモ」と思われることは、周囲から馬鹿にされて拒絶される対象になるに等しく、原告かつにとって避けなければならない事態だったのである。原告かつは、「自分が『ホモ』であれば、同じように男らしくない、女っぽいと馬鹿にされるのではないかという恐怖心が無意識のうちにあったのかもしれない。」と振り返り、「こうした中で、私は、同級生たちから女性に興味がないと思われるのは嫌で、そのために、自分自身の性的指向については、心の中で、目をそらし続けてきたように感じています。」と述べている（甲E3・5頁）。

さらに、原告かつは、21歳の時に初めて男性同性愛者向けのアダルトビデオを見たが、「ホモ」に対する否定的な気持ちが影響して、ビデオを見て「気持ち悪い」と思った。しかし同時に「また見たい」という気持ちも生じて時折同種のビデオを見るようになったが、それでも自らの同性愛の性的指向をなかなか認めることはできずにいた。

このように、原告かつは、10代後半から20代前半の専門学校時代、自らの性的指向を受け入れることができずに葛藤に苦しんでいた。

(2) 男性同性愛者を「ホモ」と侮蔑的な意味合いを持って呼び、「ホモ」は嘲笑され拒絶されても構わない対象であるという差別意識は、原告かつとその周囲に限った現象ではない。決して短くない期間、しかもつい最近まで、日本社会全体で共有されていた差別意識である。職場、地域社会、学校、家庭等あらゆる場

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

面で、大人も子どもも老若男女問わず、男性同性愛者、あるいは、作り上げられた男性同性愛者のイメージを想起させる者に対して、時には陰口として、時には公然と本人の面前で、「ホモじゃないのか」、「ホモっぽい」、「気持ち悪い」と揶揄し、笑い、拒絶や否定をしてきた事実が厳然とある。

いや、ともすると、今日でもまだこのような意識を持つ人は珍しくはないのかもしれない。いまからたった約3年前の2017年9月28日、フジテレビ系列で放送されたバラエティー番組「とんねるずのみなさんのおかげでした」において、「保毛尾田保毛男（ほもおだほもお）」というキャラクターが再登場したということがあった（甲 E4）。このキャラクターは、直接的には男性同性愛者を差別する表現として描かれていないとしても、「ホモ」という言葉が2回も使用された名前を付けられている点、いわゆる「女性的で男性らしくない」言動や行動がデフォルメされ笑いの対象とされている点からして、視る者に対し、「ホモ」＝男性同性愛者は女性的で変わっており、笑ったり馬鹿にしたりしてよい対象であるという印象を持たせるものである。「『あんたホモでしょ?』、『ホモでなくて、あくまでも噂なの』」というやりとりが定番のネタだったことから（同上）、「ホモ」＝男性同性愛者を笑いの対象としていることは明らかである。

再登場というのは、このキャラクターは同番組がレギュラー番組だった1988年～1997年に定期的に登場していたからである（同上）。いまから約20年～30年前に、約10年間にもわたってテレビに登場し続けた人気キャラクターだったということは、「ホモ」＝男性同性愛者はみんな笑ったり馬鹿にしたりしてよい対象である、という意識が日本社会で共有されていたことの証左といえよう。

2017年9月28日に放映された同番組には「性的少数者への差別や偏見を助長する」といった批判が相次ぎ、同年10月16日にフジテレビ社長の「お詫び」が同社ホームページ上に掲載されるに至った（甲 E5）。この「お詫び」

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

には、謝罪とともに「このキャラクターが長年に渡り与えていた印象、子供たちへの影響、および LGBT 等を取りまく制度改正や社会状況について私どもの認識が極めて不十分であったことを深く反省しております。」と記されており、同番組の影響も一端を担って、男性同性愛者に対する上記イメージが社会で共有され続けてきたことを裏付けるものである。

なお、本書面は原告かつの個別事情に関するものであるため上記エピソードは男性同性愛者についてのものであるが、同様に女性同性愛者についても、「レズ」と侮蔑的な意味合いを持って呼ばれ、嘲笑され拒絶されても構わない対象であるという意識が長期にわたって社会的に共有されていたことを念のため付言する。

(3) このように、長期にわたって日本社会全体で共有されてきた、男性同性愛者＝「ホモ」は嘲笑され拒絶されても構わない対象であるという意識は、まさに、同性愛者等は異性愛者に比べて異常かつ劣る者であるとする差別意識そのものであって、同性愛者等の尊厳を害し続けるものである。この差別意識の源泉は、法律上同性どうしの婚姻を認めないことにより被告が日本社会に向かって押し続けている同性愛者等に対するスティグマに他ならない。

4 同性愛の性的指向は親を悲しませてしまうだろうという悩み

(1) 専門学校生のころに自らの性的指向についての葛藤を強く抱えていた原告かつだったが、大学生になって自宅にインターネットが開通するようになってからは男性同性愛者向けの出会い系掲示板を見るようになった。それでも、原告かつにおいては、「（男性同性愛者と出会える）世界に足を踏み入れるのが怖くて」、実際に出会うまではせず、「どこかでまだ、見てはいけないものを見ているという意識が」あった。このころ原告かつが自らの性的指向を直視できなかった大きな理由は、自分が同性愛者であったら両親を悲しませてしまうだろうというものだった。原告かつは、世の中の少なくない一定数の者がするのと

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

同じように、結婚して子どもを作れば親は喜び、逆に子どもを作らなければ悲しむだろうという気持ちを漠然と持っていた。そのために、「恋愛はできなくても一緒にいられる女性ができるかもしれない、そういった女性と結婚すれば両親を悲しませずすむだろうという気持ちを捨てきれずいた」ほどである。その後23歳になって、勇気を振り絞って初めて男性と出会って関係を持つに至った際、原告かつは、親の顔をすぐに思い浮かべて、「自分の子がゲイだと知ったら悲しむだろう」と思い、精神的に落ち込んだのである。

(2) 他者に恋愛感情を抱き、親密な関係になって、性的関係を結ぶことは、人の持つ自然な欲求であり自由である。異性愛者であれば、異性に対するそのような欲求に目を背けたり、打ち消そうとしたり、認められず受け入れられないといった葛藤を通常持たないだろう。しかし、原告かつは、自身の性的指向に素直に従った同性の相手との出会いを怖いと感じ、インターネット上の掲示板についてすら「見てはいけないものを見ているという意識」を抱えていた。そして、一大決心をして興味を持った相手と初めて関係を持った直後には、親を悲しませてしまうと思って落ち込んだのである。

(3) 親を悲しませるのではないかという悩みから自らの性的指向を受け入れられないという体験は、原告かつ特有のものではない。少なくない数の同性愛者等は、原告かつと同様の悩みを抱えて苦しんだ経験を持ち、クローゼット（性的指向を隠して生きること）をやむなく選んだり、自らの性的指向を否定して望まない異性との結婚を本意ではないのに選ぶ場合も珍しくない。異性と結婚して子どもをもうけることが人として当たり前であるという異性愛規範・異性愛主義が日本社会全体で共有されているという事実がこのことの背景にある（甲217・10頁～11頁、33頁～35頁、65頁等）。異性愛規範・異性愛主義のもとでは、異性と結婚せずに子どもをもうけようとならない者は人として正常でないに等しく、社会の一員として歓迎されない。そのような者は、正常でない者、変わり者、不幸な者として扱われるのである。同性愛者等が、異性愛者の

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

ように自らの性的指向のままに自分らしく生きようとすれば、異性と婚姻することはないだろう。そうであれば、同性愛者等は、必然的に異性愛規範・異性愛主義から逸脱することになる。それゆえ、同性愛者等が自らの性的指向を親に知られたら親が悲しむと思ひ悩むのもまた必然なのである。

異性愛規範・異性愛主義もまた同性愛者等の尊厳を害し続けるものであるところ、日本社会全体に行き渡っている異性愛規範・異性愛主義を今でも温存し正当性を与えているものは、法律上同性どうしの婚姻を認めないことにより被告が日本社会に向かって押し続けている同性愛者等に対するスティグマに他ならない。

5 小括

このように、法律上同性カップルの婚姻が認められないことにより原告かつの尊厳が現実には侵害され続けている。また、原告かつが味わってきた出来事とそれに伴う苦悩は、原告かつ特有のものではなく、日本に生活する同性愛者等に共通する部分の多いものである。

第3 原告かつと原告ただしの関係は異性カップルの婚姻関係と変わらないこと

1 原告ただしとの出会い

これまで述べたとおり、原告かつは、「深く悩むことはなかった」と述べながらも、法律上同性どうしの婚姻を認めないことで被告が日本社会に向かって押し続けている同性愛者等に対するスティグマにより、様々な葛藤や苦悩を抱えて生きてきた。その中で、同性の恋人との初めての交際と別れを経て、「彼氏が欲しい」と率直に思うようになって出会いを模索し、2012年、27歳のときに原告ただしと出会った。原告かつは九州、原告ただしは東京にそれぞれ住んでいたために遠距離恋愛となり、月1回のペースで互いに行き来しあったり、旅行に出かけたりして交際を重ねた。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

2 原告ただしと人生を共にする将来を思い描き始めた

原告ただしとの交際期間が2年を経過したころ、原告かつは、遠距離の交際を続けることに不安を感じ、自身が30歳になるころには「二人の関係をはっきりさせたい」、「ただしとの関係を将来的に安定したものにしたい」と思うようになり、ただしと人生を共にする将来を思い描き出した。原告ただしから切り出してくれるのを待っていた原告かつだったが、31歳になる直前に、勇気を振り絞って、東京に引っ越して原告ただしと暮らしてもいいかと尋ねた。原告ただしは快くこれに応じ、二人は東京で共同生活をするようになった。

3 家族への報告

原告ただしと東京で生活することが決まった後、原告かつは、家族に対して、自身の性的指向をカミングアウトするとともに、東京に転居して原告ただしと同居することを伝えた。それまで東京に縁がなかったので転居の説明が必要だったし、異性との結婚を期待している親ときょうだいに事実を話して気楽になりたかったためだった。親ときょうだいの反応は、積極的に歓迎するまではなかったものの、拒絶するものではなかった。もっとも、父親は、原告かつから打ち明けられた際にただただ無言だったという様子から、自分の子どもが同性愛者であることを簡単には受け入れられなかったことが窺われる。しかし、当初は世間の目を気にして本訴訟に加わることを反対していた父親も、最終的には理解を示し原告になることを受け入れた。時間の経過とともに、父親も、原告かつのセクシュアリティや原告ただしとの関係を受容するようになっていくことが見受けられる。

4 原告ただしとの生活

(1) 二人揃っての転居挨拶

2016年3月から原告かつと原告ただしの東京での共同生活が始まった。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

二人で住むための部屋に引っ越した際、同じマンションに住む部屋のオーナーに二人揃って引っ越しの挨拶をしに行った。

（2）家計の分担

家計は、原告かつは原告ただしに毎月一定の金額を渡し、原告ただしの負担分と合わせて二人の生活費として使用される。二人の共通口座は作っておらず、各自の収入管理は別々であり、「財布は別」にしている。

（3）家事の分担

主に料理、食材の買い物、食器洗い及びゴミ出しを原告ただしが担当し、原告かつは、水回り他掃除全般を担当している。洗濯は時間がある方が行う。

（4）日々の過ごし方

平日は、二人とも朝6時ごろ起床し、原告ただしが用意した朝食を一緒に食べた後、それぞれ仕事に出かける。それぞれが帰宅し、原告ただしが用意した夕食を午後6時半ごろから一緒に食べ始める。夕食をとる時間はだいたい1時間くらいだが、料理上手な原告ただしのメニューの内容によっては食事途中でパスタを調理することもあり、1時間半くらいかけて夕食をとる日もある。夕食後は、音楽を聴いたり、タブレットでその日のニュースや動画配信サービスの映画やドラマを見たりして寛ぎ、就寝する。

休日は、毎週のように二人で外出して映画館で映画鑑賞をし、その後は店でランチを食べたり、バーに行ってお酒を飲んだりして過ごすことが多い。また、月1回程度、二人で小旅行に出かけている。

友人と会うこともあるが、基本的には原告ただしと二人で過ごすことが多い。

日常生活において、些細な習慣の違いから原告ただしの行動に苛立つ場面もなくはないが、喧嘩という喧嘩はほとんどせずに仲の良い関係を築いている。原告かつにとって、原告ただしとの生活は、自然であり、安心を与えてくれるものである。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

5 小括

以上のとおり、原告かつと原告ただしは、出会ってから数年の遠距離での交際を経て互いを生涯のパートナーと思うようになり、原告かつが東京への転居を決心するに伴い共同生活を開始した。共同生活開始にあたって、原告かつは家族にその経緯の報告も済ませた。そのように始まった原告かつと原告ただしの共同生活は、共働きの婚姻した異性夫婦によく見られる態様であり、二人の法律上の性別が同性であるという点以外何も異なるない。

二人は、精神的にも経済的にも助け合い支え合って共同生活を営んでいるのであり、二人の生活は婚姻生活そのものである。

第4 法律上同性どうしの婚姻が認められないことによる二人の将来の不安と尊厳の傷つき

- 1 原告ただしと共に幸せな生活を営んでいる原告かつであるが、法律上同性間の婚姻が認められないことによる不安を少なからず抱えている。
- 2 原告かつは30代という若さもあって、現段階では将来の生活設計について具体的に考えるようにはなっていないものの、原告ただしが将来的には東京以外の落ち着いた土地での生活を望んでいるため、二人で移住先等の話し合いを始めている。二人の将来を考えると、病気や事故といったいざというときの手当てについて不安は尽きない。例えば、生命保険の受取人変更や病院での扱いである。過去に原告かつが甲状腺異常の疑いの診断を受けて検査を受けることになった際、心配した原告ただしも検査結果を聞く時に付き添ったことがあった。同性カップルに対して正しい理解を持つ病院だったので付き添いが認められたものの、将来、互いが病気になった際に別の病院を受診したらどのように扱われるのか心配である。
- 3 また、二人で子育てをする可能性について、気になりつつも現実には動くことのないままに時間は過ぎている。以前、原告ただしが「子どもを育ててみたい」

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

とポツリと言ったことを原告かつは覚えており、子どもがいる友人夫婦との交流も合わせて、原告かつも子どもを育てることに漠然とではあるが興味を抱いている。しかし、婚姻が認められていない同性カップルが子育てをするには、婚姻している異性夫婦に比べて、社会制度上の支障という面でも、社会的な偏見・差別意識という面でも、様々な困難が待ち受けている現状であるため、二人で真剣な話し合いを持ってないままである。

- 4 婚姻した異性夫婦であれば、生命保険の受取人を互いにすることについて、制度上も心理上も障害はない。また、一方が病気や事故で病院にかかる場合、付き添いや病状説明を受けることについても、婚姻した異性夫婦であれば当たり前前に認められる。しかし、カップルの性別が法律上同性という一点をもって、状況は一変する。実態において婚姻生活と等しい共同生活を営んでいても、異性カップルであれば当たり前の扱いを、同性カップルは当然には受けられないのである。生命保険会社の取り組みや医療の現場の取り組みは進みつつあるものの、同性カップルにとって万全な安心が提供されているとは依然として言い難い。

また、子育てについても同性カップルには障壁が高い。多くの異性夫婦は「子どもが欲しい」という素朴な思いさえあれば妊娠や子育てを決断し開始するが、同性カップルは、心理面、環境面、物質面等様々な側面において負担のかかる準備を整えなければ、その素朴な希望を実現することは困難なのである。里親里子制度や養子縁組等、男性カップルが子育てをすることは現行制度上も可能であるが、社会の理解の遅れや同性愛者等自身の心理面での障壁の高さがいまだに残っていると見える。

原告かつの抱えている社会生活上の不安や、子育て等の社会活動に対する心理面での障壁もまた、法律上同性どうしの婚姻を認めないことにより被告が日本社会に向かって押し続けている同性愛者等に対するスティグマにより生み出されるものに他ならない。原告かつが抱えている不安や障壁は、同時に、原告か

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

つの尊厳を傷つけているものでもある。

この点につき、憲法学者の駒村圭吾教授は、結婚のあり方が時代とともに変わっていくことを認めつつ、同性どうしの婚姻という「新しい提案がなされているのは、結婚ないし家族と呼ばれる生の形式が人間にとって抜き差しならぬ重要性を持つものであるからこそ、人格的自律の生のあり方を的確に反映したものでなければならないからである」と指摘する（甲A241・2頁）。また駒村教授は、「結婚と呼ばれる人的結合は、その当事者にとっての人格的自律の発露であるだけでなく、精神活動・経済活動を支え、社会の基礎的構成単位を形成するものであるから、一定の「公的承認」と「法的保護」を与える必要がある。つまり、社会の構成要素として基礎的かつ重要な働きを担うには共同体からその基礎的単位を構成する結合として承認されることが必須であるとともに、基礎単位として安定的かつ実効的に機能するには一定の法制度による保護による保護が不可欠になってくる。」とも述べる（同3頁）。その上で、「婚姻というものの重要性を強調すればするほど、かかる重要で、人々の意識においても尊重されている結合関係の法制度から排除されている人たちの苦痛は倍加していくことになる。このような苦境は、「個人の尊厳」を否定するに等しい。」と同性どうしの婚姻が認められない現状が、同性愛者等の尊厳を否定するものだと断言している（同24頁）。

第5 結語

以上のとおり、原告かつは、日本において法律上同性どうしの婚姻が認められず、同性愛者等に対する差別や偏見が解消されないために、個人の尊厳を深刻に侵害されると共に大きな不利益及び不都合を被っており、被った精神的苦痛は甚大である。そして、原告かつと原告ただしの関係は、婚姻した異性夫婦の関係と実態として同質であるにもかかわらず、法律上同性どうしであることのみを理由に不合理な別異取り扱いをされ、重大な権利及び利益を侵害され、個人の尊厳を

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

害されている。

原告かつは、本訴訟の原告に立ち上がった理由として、婚姻制度により付与される有形無形の利益を享受できないことから生じる具体的な支障に加えて、最後に次のように述べている。

「ただそれ以前に、異性愛者の男女は、そうした結婚に伴うメリットがあるから結婚をするのでしょうか。そうではなく、単に、好きなので一緒にいたい、結婚したい、そういった気持ちから、結婚という選択をするのがふつうでしょう。そうすると、私たちのような同性愛者の場合に限り、そのような選択ができないのはおかしいのではないかと思います。これまで説明してきた私たち二人の人間としての結びつきのあり方の一体何が、男女の場合と比べて違うというのでしょうか。私は、何も違わないと思います。」（甲E3・17頁）

異性愛者であれば当たり前のように認められる、いやむしろ、しないことが不自然とすらみなされる風潮さえ残存する婚姻の選択肢を、法律上同性どうしという一点をもって奪われていることに対する素朴な疑問と怒りである。法律上同性どうしの婚姻を認めないことは、法律上、人のうち、異性愛者と同性愛者等を区別してもいいということである。法律上、人のうち、異性愛者を優遇し、同性愛者等を冷遇してもいいということである。そのことは、ひいては、異性愛者の尊厳だけを尊重し、同性愛者等の尊厳は無視したり侵害してもいいということに行き着くものである。被告は、大袈裟だ、飛躍だ、根拠がないなどと反論するのだろうか。本書面で述べてきたことは、法律上同性どうしの婚姻が認められないことによって、人である同性愛者等が現実にその尊厳を侵害されてきたことを裏付けるものである。「誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をみんなで作っていきましょう。」（甲E6・6頁）と掲げる被告が、この事実から目を逸らすことは決して許されない。

以上